

東北関東大震災 学納金（新入生）関係特例措置（案）

入学手続き関係（平成 23 年度限りの特例措置）

1. 延納手続き者の納付期限は 3 月 25 日であるが、延納手続き者から電話等により入試課に連絡（相談）をした場合には、4 月 28 日まで延納を認める。
2. 延納手続きを行った者から納付期限の翌日（3 月 26 日）以降に電話等により連絡があった場合は、入試部長と財務部長にその判断を委任する。
3. 後期入学試験合格者の入学手続き期限日は 3 月 25 日であるが、事前に、学納金の納入について入試課に連絡（相談）があった場合、その学納金の納入を 4 月 8 日まで延ばすことを認める。
4. 後期入学試験合格者から入学手続き期限日の翌日（3 月 26 日）以降に電話等により連絡（相談）があった場合は、入試部長と財務部長にその判断を委任する。
5. 東北関東大震災の罹災者（本人・保護者の死亡、家屋全壊・半壊、津波による家屋の浸水等）からの入学辞退に対しては、学納金の返還の申し出の期限日（平成 23 年 3 月 31 日）を過ぎた場合においても、入学金を含め納入額の全額を返還する。ただし、申し出の期限は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。
6. 東北関東大震災の罹災者（上記 5 を除く罹災者で、青森・岩手・宮城・福島・茨城の各県の沿岸部の罹災者及びこれらの地域以外で特に考慮すべき事項がある罹災者）からの入学辞退に対しては、学納金の返還の申し出の期限日を過ぎた場合においても、入学金を除いた納入金を返還する。ただし、申し出の期限は、前期試験終了日までとする。
7. 東北関東大震災の罹災者であっても、通常^ニに日常生活を営めた者と思われる者からの入学辞退に対しては、従来通り「東北学院大学学生納付金等納入に関する規程」、「東北学院大学学生納付金等納入に関する取扱細則」及び「東北学院大学大学院学生納付金等納入に関する規程」を適用する。
8. 東北関東大震災の罹災者であって、上記 5、6、7 のいずれにも該当しない者からの入学辞退に対する取り扱いについては、入試部長と財務部長にその判断を委任する。

東北関東大震災 第 4 回緊急対策会議承認（平成 23 年 3 月 16 日）